

# 民商会員に税務調査発生

8月21日に吹田税務署から千里山支部の個人営業の会  
員へ税務調査の電話連絡が入りました。自宅には本人が不  
在だったため、家族が応対し連絡を受けた本人が、予定を  
調整して後日連絡を入れると税務署に連絡しています。今  
年に入って初めての税務調査です。

国税庁の資料では、電話による事前通知は調査日時

整し決定されてからとされています。もし税務署から連絡  
が入った場合には、調査日時は落ち着いて決めましょう。  
国税通則法が改定された国会答弁でも、「調査手続きの透  
明性と納税者の予見可能性を高めるといふ制度の仕組み  
を鑑みれば調査開始日まで相当の時間の余裕をおいて行  
うことになる。」(第179国会・衆院財務金融委員会 岡  
本 榮一―国税庁次長)とされています。

日時の調整がついた時点で、国税通則法に定められた事

1	調査官(担当者)の所属官署と氏名				
	税務署 国税局	部門 課	氏名		外 人
(注)複数でくる場合も、代表の1人だけ通知すればよいことになっています。 最後に何人でくるのか、必ず聞いてください。					
2	調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所				
	氏名・名称		住 所		
3	調査日時 (都合が悪ければ変更できます) ..... チェック欄 5 に関連				
	月	日	時	分	調査の期間が 示された場合
4	調査場所 (都合が悪ければ変更できます) ..... チェック欄 5 に関連				
	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明				
5					有・無
6	調査の目的(理由)		①	②	
	調査の対象となる税目(なに税か)				
7	税	税	税	税	
8	調査の対象期間(年分または年度(期))				
	年分・期 から		年分・期 までの		年 分
9	調査の対象となる帳簿書類や物件 (具体的に開きとって記述してください)				
	①	②	③	④	⑤
10	通知事項以外に非違が疑われることとなった事項は、 改めて通知しなくても質問検査できるという説明				有・無

前通知の11項目が  
伝えられます。落ち  
着いて通知されたこ  
とは全て上の表にメ  
モするようになってく  
ださい。(表にない  
1項目は「実地調査  
を行なう旨」)

国税通則法では事  
前通知は税務署長等  
(税務署では税務署  
長のみ)と定められ  
ているため、書面通  
知になるべきですが、  
ほぼすべて税務署長  
ではない税務職員が  
電話で口頭の事前通  
知が行なわれていま  
す。言った言わない  
の論争になる元にも  
なり、税務署は運用  
を改めるべきです。

また「事前通知を  
しない場合」の例外  
規定もあり、直接お  
店や自宅に訪問する  
場合もあります。こ  
の場合「協力はす  
るが、急な調査には  
応じられません」と  
調査拒否にならない  
ように署員に伝えて、  
一旦帰ってもらおう  
うにしましょう。

## ■活用できる国会答弁

### \*税務運営方針はしっかり守る

税務運営方針は、昭和51年に国税庁長官が税務行政を遂行する上での原則論を職員に対する訓示として示したものである。現在、新規採用職員及び税務大学校で実施する研修において周知徹底を図っている。全体的にはこれ(税務運営方針)をしっかり守ってやっていく。

(第179国会・衆院財務金融委員会 2011年11月18日 安住淳財務大臣)

### \*事前通知は相当の時間の余裕をおく

調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を高めるという制度の仕組みを鑑(かんが)みれば、調査開始日までの相当の時間の余裕をおいて行うことになる。従って、事前通知の実施に当たりまして、納税者の家の前で事前通知の電話をして往訪するというふうな運用は考えていない。

(第179国会・衆院財務金融委員会 2011年11月18日 岡本榮一国税庁次長)

### \*帳簿書類その他の物件の提示・提出は罰則をもって強権的に行わない

(納税者に)正当な理由がなく提示・提出に応じない場合には、罰則の適用があり得ることとされていますが、この罰則をもって強権的に提示、提出要求をすることは考えていない。あくまでも納税者の理解と協力が得られるように努めまして、その承諾のもとに行うという従来の運用を変更することは考えていない。

(第179国会・衆院財務金融委員会 2011年11月18日 岡本榮一国税庁次長)

商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう  
会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう